厚生労働大臣の定める掲示事項

Ⅰ　入院基本料について

１ 障害者施設等病棟（第2病棟）

日勤・夜勤あわせて、入院患者 10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

8:45～16:45　看護職員1人当たり4人以内	16:45～8:45　看護職員1人当たり15人以内

看護職員の内7割以上が看護師です。

２ 回復期リハビリテーション病棟（第3病棟）

日勤・夜勤あわせて、入院患者15人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

8:45～16:45　看護職員1人当たり6人以内	16:45～8:45　看護職員1人当たり16人以内
看護補助者1人当たり14人以内	

３ 精神病棟（第5病棟・第8病棟）

日勤・夜勤あわせて、入院患15人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

8:45～16:45　看護職員1人当たり8人以内	16:45～8:45　看護職員1人当たり22人以内
看護補助者1人当たり24人以内	

４ 精神療養病棟（第7病棟）

日勤・夜勤あわせて、入院患15人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

8:45～16:45　看護職員1人当たり8人以内	16:45～8:45　看護職員1人当たり26人以内

看護要員の内5割以上が看護師です。看護職員の内2割以上が看護師です。

５ 結核病棟（感染症病棟）

日勤・夜勤あわせて、入院患者 10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

8:45～16:45　看護職員1人当たり4人以内	16:45～8:45　看護職員1人当たり4人以内

※看護職員：看護師及び准看護師　　※看護要員：看護師、准看護師及び看護補助者

当院は、厚生労働大臣が定める看護を行う保険医療機関であって、患者様の負担による付添看護は認められていません。

Ⅱ　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書にてお渡ししております。又、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

Ⅲ　明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解頂き、ご家族様が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書発行を希望されない方は、会計窓口にその旨お申し出下さい。

Ⅳ　保険外併用療養費等に関する事項
特別療養環境の提供

◆障害者施設等病棟（2病棟）
個　室　　：　8,800円（1室:201）
4人室　　：　　550円（2室:202,203）
◆回復期リハビリテーション病棟（3病棟）
個　室　　：　8,800円（1室:301）
◆精神病棟（8病棟）
個　室　　：　1,100円（12室:101, 102, 103, 111, 112, 113, 201, 202, 203, 211, 212, 213）
2人室　　：　　550円（16室:105, 106, 107, 108, 115, 116, 117, 118, 205, 206, 207, 208, 215, 216, 217, 218）
◆精神療養病棟（7病棟）
個　室　　：　2,200円（1室:316）
個　室　　：　　550円（6室:202, 301, 302, 303, 305, 306）
2人室　　：　1,100円（4室:206, 312, 313, 315）

Ⅴ　保険外負担に関する事項

当院は、以下の項目について、その使用料・使用個数及び医療保険外のサービス等を受けた場合、実費の負担をお願いしています。

◆病衣（ねまき）の自己負担（希望者のみ）1日につき80円をご負担願います。

◆おむつ代実費相当額（希望者のみ）
①おむつ　　1枚 ： 100円
②パンツ　　1枚 ： 150円
③おしり拭き　:330円
④尿取りパット　:30円
⑤一晩中安心パット ： 60円

◆文書料 及び 予防接種料（別途 中央受付に掲示）

◆理髪代　1回につき1，500円～3，500円（　理容室業者　）

◆当院は、（主として精神病棟）通帳預かり金管理料その他日常生活の利便として必要な医療保険外のサービス等を受けた入院患者様から、当該入院者及びその家族等保護者との合意に基づいて、別途規定による入院保険外諸費用の負担をお願いしております。
（月額3,000円　1日100円）

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービスや物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切しておりません。

Ⅵ　当院は関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

1 当院は、入院時食事療法（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）
上位所得者　（限度額区分A）	現役並み	510円
一　般　（限度額区分B）	一　般	510円
低所得者　（限度額区分C）	低所得者Ⅱ	90日目までの入院　240円
		90日目以降の入院　（長期該当者）　190円
該当なし	低所得者Ⅰ　（老齢福祉年金受給者）	110円

2　基本診療料の施設基準に係る届出

◆障害者施設等入院基本料（10対1）
◆特殊疾患入院施設管理加算
◆精神病棟入院基本料（15対1）
◆看護補助加算3
◆精神療養病棟入院料
◆精神科身体合併症管理加算
◆結核病棟入院基本料（10対1）
◆回復期リハビリテーション病棟3
（休日リハビリテーション提供体制加算）
◆医療安全対策加算2
◆感染対策向上加算2
◆後発医薬品使用体制加算1
◆診療録管理体制加算3
◆療養環境加算
◆データ提出加算
◆歯科点数表の初診料の注1
◆歯科外来診療医療安全対策加算1
◆歯科外来診療感染対策加算1

3　特掲診療料の施設基準に係る届出

◆薬剤管理指導料
◆医療機器安全管理料1
◆CT撮影及びMRI撮影
◆脳血管リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算）
◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算）
◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算）
◆精神科作業療法
◆精神科デイ・ケア（大）
◆医療保護入院等診察料
◆抗精神病特定薬剤治療指導管理料
◆時間内歩行試験
◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造）
◆クラウン・ブリッジ維持管理料
◆歯CAD／CAM冠
◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2遠隔モニタリング加算
◆二次性骨折予防継続管理料2
◆二次性骨折予防継続管理料3
◆歯科治療時医療管理料
◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
◆入院ベースアップ評価料25
◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

4　その他届出

◆酸素単価

不明な点がございましたら、窓口にお尋ね下さい。

公益財団法人　鹿島病院